

飲食店以外のお店も対象になりました

**新型コロナウイルス感染症予防にかかる費用を補助します****1 補助対象者（以下のすべてに該当する者）**

- ①令和3年6月1日現在、対面での接客を伴う店舗又は事務所(以下「店舗等」という。)を、町内で経営する中小企業者であること。
  - ②宮代町暴力団排除条例(平成25年宮代町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が事業に関与していないこと。
  - ③令和元年度の個人市町村民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の未納がないこと。
- ※対象外となる事業者 宗教法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人等

対面での接客を伴う店舗・事務所とは原則として「床屋」「美容室」「和菓子屋」「クリーニング店」など、対面で商品の売買やサービスの提供を行う店舗又は、接客の際の受付や相談等を行う事業所を想定しています。キッチンカーやタクシーなど、専用の店舗や事業所を有していない方は対象外です。なお、判断が難しい店舗等は、事前に職員が現地調査を行います。

**2 補助限度額及び補助率**

- ①補助限度額 1店舗等あたり10万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- ②補助率補助対象経費の10/10 ※埼玉県飲食店等換気対策補助金等を受けているものは除く。

**※補助金の申請は、1店舗等につき1回限りです。**

**(令和2年度に宮代町新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金の交付を受けた方は申請できません。)**

**3 補助対象経費（購入及び設置費用が対象です）**

次表に掲げる物品等のうち、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間に購入及び設置し、支払いが完了しているもの

分野	対象品目	対象外
飛沫感染予防対策	アクリル板等間仕切り	リース・レンタル及びマスク・フェイスシールド・消毒液等の消耗品、除菌
接触感染予防対策	非接触型消毒液ディスペンサー、非接触型自動水栓(蛇口)、非接触型体温計、サーモカメラ	
換気による感染予防対策	空気清浄機、換気設備	脱臭機 など

**4 申請に必要な書類**

- ①新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金交付申請書(※注 裏面も記載してください。)
- ②事業活動を証明する書類（営業許可証、開業届、確定申告書など）
- ③居住市町村の納税証明書（町外在住の個人事業主の方のみ必要。 ※ただし、令和2年度宮代町中小企業者支援金の交付を受けた方は提出不要です。)

**5 申請期間、方法**

令和3年9月30日(木)まで

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記宛先に郵送又は持参してください。(当日消印有効) ※郵送等にかかる費用等は申請者負担となります。

**6 その他**

補助対象となる費用や品目、対面の判断がつかない場合は、申請前にご相談ください。その他、詳細は、HPをご覧ください。

**7 問い合わせ、申請先（宮代町産業観光課 商工観光担当（役場庁舎2階14番窓口））**

〒345-8504 宮代町笠原1-4-1 電話番号 0480-34-1111(内線265・266)

## よくある質問

Q：キッチンカーやタクシー、移動販売車は該当となりますか？

A：本事業は、町内で対面での接客を伴う店舗、事務所を補助対象としています。キッチンカー等は、町内だけの営業と限定できないため対象外とさせていただきます。

Q：1事業者で複数店舗を経営しているが、各々が補助対象となりますか？

A：営業している店舗等ごとに補助対象となりますので、申請書は、店舗等ごとに提出してください。

Q：非接触型自動水栓や換気設備の設置は工事費を含みますか？

A：設置に係る工事費も対象とします。

Q：アクリル板等の間仕切りは、部材を購入して、自前で作成の場合は補助対象となりますか？

A：間仕切りは、店舗やテーブル等の大きさから既存品等で対応できない場合もあるので、部材の購入費も補助対象になります。

Q：換気設備とは、どういうものが対象となりますか？

A：換気設備は、店舗、事務所内外の空気を自動的に入れ替える目的の設備です。例えば、換気扇やサーキュレーターです。ただし、既存可動品の交換は対象外です。

Q：税抜価格の算出方法を教えてください。

A：税込価格を1.1で割ると税抜価格になります。例：33,000円（税込）÷1.1＝30,000円（税抜）

Q：領収書は、どんなものでもいいのですか？

A：領収書は、発注書などを添付するなどして必ず明細が分かるようにしてください。なお、レシートのみでの提出でも問題ありません。※通販等での購入に際しても領収書は必須です。

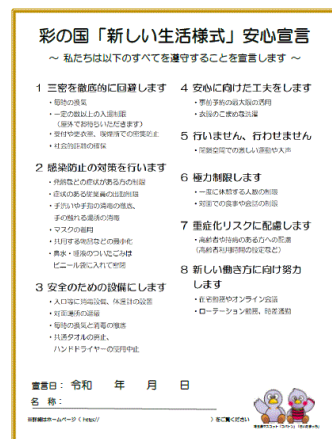
Q：“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とはなんですか？

A：新型コロナウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取組を定着させることが重要です。

“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とは、各業種の団体の皆さまに、感染拡大防止を徹底するガイドラインを作成していただき、そのガイドラインを埼玉県が“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”として認定をしているものです。

この安心宣言は、全業種共通部分と各業種が独自に作成いただく部分の2本立てで構成されています。所属する業種が安心宣言を行っていない場合は、店舗又は事業所ごとに独自で安心宣言をすることが可能です。詳細は埼玉県のホームページをご覧ください。

アドレス：[https://www.pref.saitama.lg.jp/a804/atarashi\\_seikatsuyoshiki.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a804/atarashi_seikatsuyoshiki.html)



Q：実績報告書には、どんな書類が必要ですか？

A：①新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金実績報告書（裏面あり）、②補助対象経費に係る領収書の写し、③補助対象経費に係る購入物品等の写真（店内に設置した様子が分かるもの）、④補助対象者自らが署名及び掲示した 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 の写しの以上4点です。